

規制改革・民間開放推進会議  
官業民間開放WGヒアリング

【労働政策研究・研修機構について】

説 明 資 料

平成18年10月11日  
厚生労働省

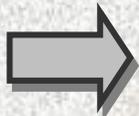
# 1. 労働政策研究・研修機構の概要

## 設立経緯（後頁参照）

- ・ 労働政策研究・研修機構（以下「機構」）は、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、日本労働研究機構の組織・業務を、政策研究機能に特化する等大幅に見直し、旧機構を廃止した上で、厚生労働省の施設等機関であった労働研修所と統合し、
- ・ 新たに労働分野における政策研究及び厚生労働省の労働行政担当職員研修を実施する独立行政法人として平成15年10月に発足。  
中期目標期間：3年6か月（平成15年10月～平成19年3月）

## 主な業務及び目的

- ・ 労働政策についての総合的な調査及び研究 等
- ・ 厚生労働省の労働行政職員に対する研修

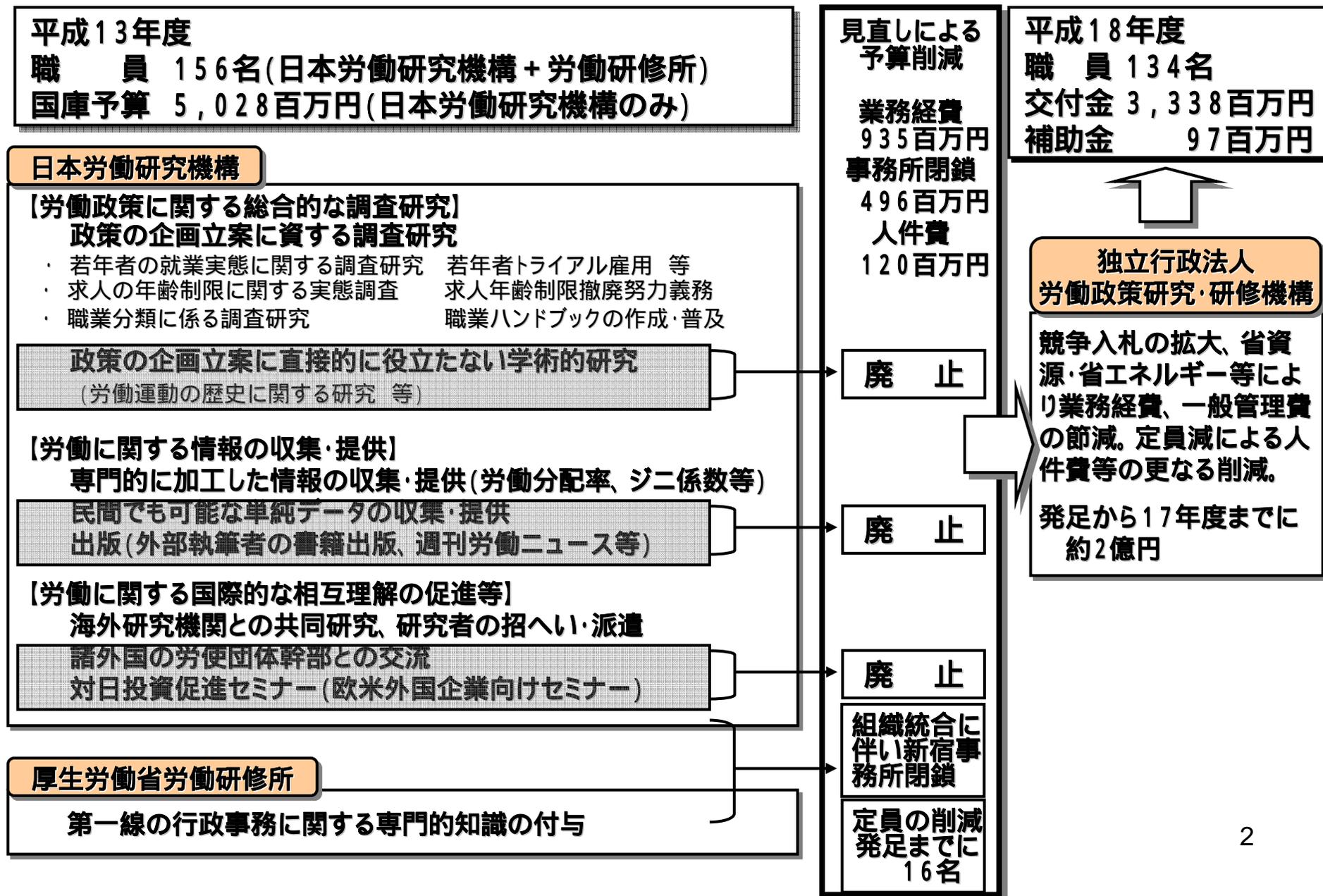


労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与

## 予算・組織（平成18年度）

【運営費交付金】 3,338百万円 【施設整備費補助金】 97百万円  
【役員】 6名（理事長、理事3名、常勤監事1名、非常勤監事1名）  
【常勤職員】 134名

(参考) 特殊法人等整理合理化計画に基づいて実施した業務・組織のスリム化



## 2. 労働政策研究・研修機構の特徴

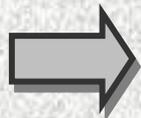
### (1) 機構の主たる機能

労働分野の政策研究を行う政策研究機関  
厚生労働省の労働行政担当職員に対する研修を行う職員研修機関  
労働政策研究と労働行政担当職員研修との連携による相乗効果

### (2) 政策研究機関・職員研修機関の一般的傾向（後頁参照）

各省庁が所管する政策分野については、主要な政策分野ごとに、それに対応した政策研究機関が存在しているが、国の研究機関(=施設等機関)又は独立行政法人である。

一般に各省庁においては、当該行政に従事する職員に対する専門的な研修を行う研修機関を設置しているが、国の研修機関(=施設等機関)又は独立行政法人である。



政策研究・職員研修は、国の責任において行われるべきもの

## (参考) 各府省における政策研究機関の設置状況

所管府省	組織形態	名称
内閣府	施設等機関 (= 国の機関)	経済社会総合研究所
警察庁	施設等機関	科学警察研究所
防衛庁	施設等機関	防衛研究所
総務省	施設等機関	情報通信政策研究所
法務省	施設等機関	法務総合研究所
財務省	施設等機関	財務総合政策研究所
文部科学省	施設等機関	国立教育政策研究所
	施設等機関	科学技術政策研究所
厚生労働省	施設等機関	国立社会保障・人口問題研究所
	独立行政法人	労働政策研究・研修機構
農林水産省	施設等機関	農林水産政策研究所
経済産業省	独立行政法人	経済産業研究所
国土交通省	施設等機関	国土交通政策研究所
	施設等機関	国土技術政策総合研究所
環境省	独立行政法人	国立環境研究所

(厚生労働省調べ)

## (参考) 各府省における職員研修機関の設置状況

所管府省	組織形態	名称
人事院	施設等機関 (= 国の機関)	公務員研修所
内閣府	施設等機関	経済社会総合研究所
警察庁	施設等機関	警察大学校
防衛庁	施設等機関	防衛大学校
	施設等機関	防衛医科大学校
総務省	施設等機関	自治大学校
	施設等機関	情報通信政策研究所
	施設等機関	統計研修所
	施設等機関	消防大学校
法務省	施設等機関	法務総合研究所
	施設等機関	矯正研修所
	施設等機関	公安調査庁研修所
外務省	施設等機関	外務省研修所

所管府省	組織形態	名称
財務省	施設等機関	財務総合政策研究所
	施設等機関	税務大学校
	施設等機関	税関研修所
厚生労働省	施設等機関	国立保健医療科学院
	施設等機関	社会保険大学校
	独立行政法人	労働政策研究・研修機構
農林水産省	施設等機関	農林水産研修所
	施設等機関	森林技術総合研修所
経済産業省	施設等機関	経済産業研修所
	独立行政法人	工業所有権情報・研修館
国土交通省	施設等機関	国土交通大学校
	施設等機関	国土技術政策総合研究所
	施設等機関	航空保安大学校
	施設等機関	海上保安大学校 海上保安学校
	施設等機関	気象大学校
環境省	施設等機関	環境調査研修所

(厚生労働省調べ)

### (3) 労働分野の政策研究と職員研修に必要な機能とその発揮

#### 【政策研究】

**行政の問題意識や政策志向を踏まえて、確実に実施されること。**

厚生労働大臣が中期目標で示したテーマや個別の行政ニーズに基づき、労働政策の企画立案、実施等あらゆるプロセスに関与しつつ調査研究を推進。

これにより、時々の課題に対応し中長期的な見通しも踏まえた効果的な政策実現に寄与。

【現状分析・それを踏まえた政策立案過程】

労働現場の実態、労働者その他の意識、諸外国の実情等の分析、それを踏まえた問題提起、政策提言  
例) 「雇用戦略の研究」「能力開発の基盤整備の研究(民間訓練主体の実態分析等)」

【政策実施過程】

ハローワークで効果的な職業相談、キャリアコンサルティングを実施するためのツール・システム開発等  
例) 「総合的職業情報DBの構築」「適性診断システムの開発、改訂」

**継続的に実施されること。それにより、成果とノウハウが着実に蓄積されて高い専門性を保持し続けること。**

労働問題に関する総合的かつ専門の研究機関としての、これまでの知見とノウハウの蓄積を十分に活用して調査研究を実施。

広範複雑な労働問題に関するあらゆる調査研究を機構で一括して実施することにより、異なる研究部門間で互いの知見やノウハウを持ち寄って、研究の質を向上させるという相乗効果。

このような労働分野の調査研究に関し、専門的な知見やノウハウを蓄積し、総合的・体系的かつ継続的に行っている研究機関は、他に存在しない。

**行政の緊急ニーズへの対応や政策課題の先取りのな発掘を機動的・自律的に行うことが可能であること。**

運営費交付金という弾力的な仕組みを活用し、年度途中で緊急に行政課題が生じた場合に必要な調査研究や、行政が未だ認識していない政策課題の提示を、特に予算措置を講ずることなく実施。

**労使からの公正性、中立性が確保されていること。**

労働政策は、働く環境の整備、雇用の安定、人材の育成等、労使関係の中で生じる問題を扱う政策分野。政策の対象者である労働者と使用者は、しばしば利害が対立。この労使の利害調整を中立的に行うため、公労使三者構成の審議会における調整を経て政策を立案。

労使の利害調整に当たり、経済社会の変化に応じ絶えず変化する働く現場の実情を踏まえた議論が必要であり、そのツールとして客観的、科学的な根拠を提示する労働政策研究は不可欠。



労使双方から等しく距離を置いており、信頼されることが担保され、かつ、行政からも独立した公正・中立的な立場で調査研究を実施。

外部評価機関(総合評価諮問会議、研究テーマ等設定会議等)に労使が参加し、常に労使から中立性をチェックされている。

## 【職員研修】

### 本来的に行政に内在する機能

法令等に基づく行政事務の遂行に必要な専門的、実践的能力やノウハウを教授するもので、厚生労働行政の質の維持・向上に不可欠。特にハローワーク職員や、司法警察権も有する労働基準監督官などの第一線職員を養成。

注)本省職員のほか、各都道府県のハローワーク・労働基準監督署の職員等 約2万3千人が対象。



**行政自ら、又は行政に非常に近い主体が実施することが不可欠。**

## 【政策研究と職員研修との一体的実施による相乗効果】

特に、職業相談・就職支援や職務・キャリア分析などについては、政策研究と職員研修とを一体的に実施することにより、

- ・ 最新の研究成果を直ちに研修を通じて行政の現場に反映できる。
- ・ 研究員が、研修を通じて現場の問題意識を把握し、研究に反映できる。

### 3. あるべき組織形態と民間開放について

これらの要請をすべて充足するためには、

独法通則法・個別法、大臣の定める中期目標や運営費交付金により、**行政の問題意識や政策志向を踏まえた確実かつ継続的な実施が確保され、**

単年度予算に縛られない運営費交付金の範囲において**自律的・裁量的運営が可能で、**

**労使いずれからも中立的な、**

**「独立行政法人」という組織形態により、政策研究と職員研修を一体的に実施することが不可欠であり、最も効率的・効果的でもある。**

**このため、政策研究や職員研修の事業を民間に委ねることは不適當。**

もとより、上記の事情により、機構が行政の意向を踏まえて独立行政法人として業務を実施している以上、機構からさらに事業を包括的に民間委託することは不適當。

なお、平成18年度末に迎える中期目標期間終了時の見直しにより、来年度以降は調査研究をより高度なものに重点化する等の業務の見直し、それによる経費の削減等を検討中。

また、政策研究において、アンケート調査やシステム開発等現在でも民間委託を活用することが効果的な部分は民間委託を実施。また、大学や民間機関等から幅広い人材が調査研究に参加。

研修においても民間のノウハウの活用が効果的な部分は民間の実務家等を講師として活用。これらの方針は今後も徹底し、このような民間委託や民間人材の活用は積極的に実施。